「動物用医薬品等取締規則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年２月26日
農　林　水　産　省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号、以下「法」とする。）法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第36条の８第１項及び第49条第１項の規定に基づき、内用剤を除くフルララネルを有効成分とする製剤を指定医薬品及び要指示医薬品、アムロジピンを有効成分とする製剤を要指示医薬品として指定することについて令和７年12月18日から令和８年１月16日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

その結果、募集期間中において、当該案に対する意見は１件寄せられ、それに対する回答を別紙のとおり取りまとめました。

このことから、公表した案のとおり、動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先）
消費・安全局畜水産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線4538）